

令和元年度第2回
さいたま市地域包括支援センター
運営協議会資料

当日配布資料

令和2年1月23日（木）

— 目 次 —

【報告（3）】

その他報告事項について…………… 1

その他報告事項について

1 地域包括支援センターの機能強化に伴う保健師に準ずる者の基準について

さいたま市における保健師に準ずる者の定義
(令和元年度第1回運営協議会意見を踏まえてまとめたもの)

高齢者支援を含む「地域ケア（在宅生活支援、在宅ケア）、地域保健（健康づくり、介護予防）等」に関する経験を1年以上有する者とする。

なお、この経験のある看護師には准看護師は含まない。

(代表的な経歴の例)

- ①地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び保健所、自治体保健センター等での相談業務経験
- ②居宅介護支援事業所や訪問看護事業所での業務経験(在宅生活に関する相談・支援)
- ③病院患者支援室(医療福祉相談・地域連携・入退院支援等)での相談業務経験
- ④在宅系介護サービス事業所での業務経験
- ⑤高齢者福祉施設(特養・有料老人ホーム等)での相談業務経験

採用時においては、傾聴、受容的態度を選考の基準とすること。

採用後においては、地域包括支援センター職員向け初任者研修等に積極的に参加させるよう努力すること。

令和元年 8月22日 地域包括支援センター事業に関する説明会において素案を提示した。

10月31日 地域包括支援センターに通知した。

2 地域包括支援センターの職員配置について

地域包括支援センターの人員欠員に対する対応
(令和元年度第1回運営協議会意見を踏まえてまとめたもの)

「退職理由の記載」及び「継続した職員確保に向けた改善内容」を記入した人員確保に関する計画書を作成し提出する。

この他、職員配置の実態把握(他自治体・地域包括支援センターへの調査など)を行ながら、各職能団体(理学療法士会、県社会福祉士会、市介護支援専門員協会、県看護協会など)に地域包括支援センターの実情を伝える。

令和元年 8月22日 地域包括支援センター事業に関する説明会において周知した。

11月5日 欠員が生じているセンター受託法人に計画書の提出を依頼した。

提出された報告書に記載された内容（抜粋）

退職事由	採用に関する具体的な活動等
家族介護のため	ハローワーク、県社協等で求人 (令和2年1月に社会福祉士を採用予定)
一身上の都合	社協や民間求人媒体での求人 社会福祉士会、看護協会への協力依頼
家庭の事情	ハローワーク、インターネット、人材紹介で求人 面接をするが採用に至らない

3 介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成について

(1) 現状（平成30年度決算額及び月次報告書から算定）

	ケアプラン数 (職員1人・1月あたり)	自己（直営）作成率
最大値	35.9件	78.8%
最小値	10.8件	17.3%
市内平均	21.6件	42.3%

(2) 課題

- ・ケアプラン数で約3.5倍、自己（直営）作成率で60ポイントの開きがある。
- ・過大なケアプラン作成は、業務負担を増大させる（他の業務を圧迫する）。

(3) 今後の考え方

国の動向に注視しながら以下を実施する。

- ・各地域包括支援センターへ介護予防サービス計画作成に関する状況調査
- ・実情を踏まえた介護予防サービス計画作成に関する基準案の作成
- ・令和2年度第1回地域包括支援センター運営協議会で基準案の報告
- ・運営協議会での意見を踏まえた基準に基づく令和3年度契約に向けた事務手続き

4 日常生活圏域の考え方について

(1) 高齢者人口

区	圏域名	令和元年10月1日時点				令和2年度 必要3職種職員数 (令和元年10月1日時点 の高齢者数を基準)	3職種職員 1人あたりの 高齢者数
		高齢者数	順位	高齢者数 (区)	高齢者数平均 (圏域)		
西区	北部	13,677	3	24,436	12,218	7	1,954
	南部	10,759	14			6	1,793
北区	北部	11,326	13	31,326	10,442	6	1,888
	東部	10,523	16			6	1,754
	西部	9,477	22			5	1,895
大宮区	東部	13,513	5	26,535	13,268	7	1,930
	西部	13,022	6			7	1,860
見沼区	北部	6,873	27	42,780	10,695	4	1,718
	東部	10,316	19			6	1,719
	西部	13,524	4			7	1,932
	南部	12,067	11			7	1,724
中央区	北部	10,513	17	21,263	10,632	6	1,752
	南部	10,750	15			6	1,792
桜区	北部	10,491	18	22,709	11,355	6	1,749
	南部	12,218	10			7	1,745
浦和区	北部	8,914	24	33,651	8,413	5	1,783
	東部	9,048	23			5	1,810
	中部	7,479	26			4	1,870
	南部	8,210	25			5	1,642
南区	東部	12,790	8	36,536	12,179	7	1,827
	中部	13,810	2			7	1,973
	西部	9,936	20			5	1,987
緑区	北部	12,673	9	27,555	13,778	7	1,810
	南部	14,882	1			8	1,860
岩槻区	北部	12,940	7	33,936	11,312	7	1,849
	中部	9,518	21			5	1,904
	南部	11,478	12			6	1,913
合計		300,727				164	
平均		11,138					1,834

(2) 高齢者人口増加圏域への対応

高齢者人口増加圏域への対応方法の例として、①圏域の分割による地域包括支援センターの新設と②圏域は変更せず、地域包括支援センターが適所に支所(相談窓口)を設置との比較。

対応方法	メリット	デメリット
圏域の変更を伴う増設	<ul style="list-style-type: none">・ 1センターの担当する高齢者数が平準化できる。・ 人口、地域の社会状況の変化に応じた適切な設定が可能	<ul style="list-style-type: none">・ 担当包括が変わることで住民にとり混乱を招く懸念がある。・ 地理的にも歴史的にもつながりがある地域を分断してしまう懸念がある。・ 適切な運営主体が確保できるか懸念がある。・ 高コスト
圏域を変更せずに増設 (同一の法人が支所として窓口を設置)	<ul style="list-style-type: none">・ 担当包括が変わることで住民にとり混乱を招く懸念がない。・ 低コスト	<ul style="list-style-type: none">・ 担当高齢者数が過大となり一センターでの管理能力を超える懸念がある。